

通所介護(認知症対応型)

サービス内容略称	単 位(円)	備 考
基本単価		
〈 5時間以上7時間未満 〉		
要介護 1	778	1回につき
要介護 2	861	〃
要介護 3	944	〃
要介護 4	1026	〃
要介護 5	1109	〃
〈 7時間以上9時間未満 〉		
要介護 1	885	1回につき
要介護 2	980	〃
要介護 3	1076	〃
要介護 4	1172	〃
要介護 5	1262	〃
入浴介助加算	50	1日につき(入浴介助を行った場合)
個別機能訓練加算	27	1日につき(機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し実施した場合)
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)イ	18	1日につき(介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上配置されている場合)
若年性認知症利用者受入 加算	60	1日につき(若年性認知症の利用者を対象に高齢者とはサービス提供単位を区分して利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算)
栄養改善加算	150	1回につき(管理栄養士が看護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合)月2回、原則3ヶ月
口腔機能向上加算	150	1回につき(看護師等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合)月2回、原則3ヶ月
延長加算	1時間延長ごとに +50単位	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	算定した単位数の8.8%に相当	介護職員の改善等を実施しているものとして指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合に加算
送迎時における居宅内介 助等の評価		送迎時に実施した居宅内介助等(電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)は通所介護の所要時間に含める。
送迎を実施していない場合 の減算	▲47/片道	送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は減算の対象となる。